

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号

及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

令和 2 年 2 月 3 日

S R S ホールディングス株式会社

株式会社サンローリー

令和2年2月3日

株式交換に係る事後開示事項

大阪市中央区安土町二丁目3番13号
大阪国際ビルディング30階
SRSホールディングス株式会社
代表取締役執行役員社長 重里 政彦

大阪市西成区花園南一丁目4番4号
株式会社サンローリー
代表取締役社長 和田 裕

SRSホールディングス株式会社（以下、「SRS」といいます。）及び株式会社サンローリー（以下、「サンローリー」といいます。）は、令和元年12月26日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、令和2年2月1日を効力発生日として、SRSを株式交換完全親会社、サンローリーを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
令和2年2月1日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過
サンローリーは、会社法第785条第3項の規定により、令和2年1月8日に、サンローリーの株主に対し、本株式交換を実施する旨、並びに株式交換完全親会社であるSRSの商号及び住所を通知しましたが、会社法第785条第1項の規定による株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。
 - (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）及び第789条（債権者異議）の規程による手続の経過
該当事項はありません。
3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）
 - (1) 会社法第796条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。

- (2) 会社法第 797 条 (株式買取請求) の規定による手続の経過
該当事項はありません。
- (3) 会社法第 799 条 (債権者異議) の規定による手続の経過
該当事項はありません。
4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数 (会社法施行規則第 190 条第 4 号)
本株式交換により、S R S に移転したサンローリーの株式の数は 400,000 株です。
5. その他株式交換に関する重要な事項 (会社法施行規則第 190 条第 5 号)
- (1) S R S は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した S R S の株主はおりませんでした。
- (2) サンローリーは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、令和 2 年 1 月 21 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) S R S は、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時のサンローリーの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有するサンローリーの株式 1 株に対して S R S の株式 0.0024 株の割合をもって S R S の普通株式を割当交付しました。S R S が交付した株式の総数は 960 株です。
- (4) 本株式交換により増加する S R S の資本金、資本準備金及び利益準備金は以下のとおりです。
- | | |
|---------|-------------------------------|
| ① 資本金 | 0 円 |
| ② 資本準備金 | 会社計算規則第 39 条に従い、S R S が別途定める額 |
| ③ 利益準備金 | 0 円 |

以上